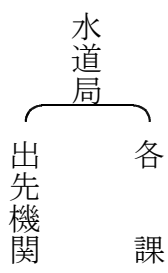


奈良県営水道訓令第一号



奈良県水道局行政文書規程（平成二年三月奈良県営水道訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の二第一号中「規定する課」の下に「及び同規程第一条の二に規定する課の室」を加える。

第三条の二第四項中「課長補佐」の下に「又は室長補佐」を加える。

第九条第三項中「公印に」を「公印の偽造、不正な使用、」に、「生じた」を「判明した」に改める。

第十四条中「、課長補佐、課長、次長、局長、管理者の順序による」を「から順次上司に行う」に改める。

第二十条第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「県」を「前号に掲げるもののほか、県」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 国及び地方公共団体にあてた文書のうち、当該国及び地方公共団体が公印の押印の省略を認めたもの

第二十条の二第一項ただし書中「第二十条第一項各号」を「前条第一項各号」に改め、同項の次に次の三項を加える。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する電子署名について準用する。この場合において、同条第二項中「第八条の規定により当該公印を保管する課の長（以下「公印保管者」という。）」とあるのは「当該電子署名を行う課の長」と読み替えるものとする。

3 電子署名を行うために必要な符号（以下「符号」という。）及び符号を記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）は、責任者を定めて厳重に管理しなければならない。

4 符号の偽造、不正な使用、漏えい、滅失、毀損その他の事故が判明したとき、又は記録媒体の偽造、不正な使用、盗難、紛失その他の事故が判明したときは、直ちにそ

の旨を総務課長に届け出なければならない。

第三十五条の表第十四条の項を削る。